

## 資格・講習委員会規定

平成 25 年 12 月 26 日 制定

平成 27 年 12 月 22 日 改正

### (目 的)

第 1 条 この規定は、資格・講習委員会（以下、委員会という）の組織、業務および運営等について必要な事項を定める。

### (組 織)

第 2 条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 資格付与部門担当副会長
- (2) 資格付与部門担当理事
- (3) コンクリート技士試験委員会委員長および副委員長
- (4) コンクリート技士研修委員会委員長および副委員長
- (5) コンクリート診断士講習委員会委員長および副委員長
- (6) コンクリート診断士試験委員会委員長および副委員長
- (7) コンクリート診断士研修委員会委員長および副委員長
- (8) コンクリート技術講習委員会委員長および副委員長
- (9) 委員長が指名する委員若干名

2 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。

### (委員長、副委員長)

第 3 条 委員会には委員長、副委員長各 1 名を置く。

- 2 委員長は、資格付与部門担当副会長とする。
- 3 副委員長は、委員長が委員会に諮って資格付与部門担当理事の中から選任し委嘱する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるときに、委員長の代行を務める。

### (業 務)

第 4 条 委員会は、次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、理事会に付議することができる。

- (1) コンクリート技士・主任技士試験に関すること
- (2) コンクリート技士・主任技士研修に関すること
- (3) コンクリート診断士講習に関すること
- (4) コンクリート診断士試験に関すること
- (5) コンクリート診断士研修に関すること
- (6) コンクリート技術講習に関すること

- (7) コンクリート技士・主任技士試験およびコンクリート診断士試験の合格者の内定
- (8) コンクリート技士・主任技士およびコンクリート診断士の資格の剥奪に関する事項
- (9) その他必要な事項

(委員会の成立および議決)

第5条 コンクリート技士試験委員会規定の第12条(1)合否判定基準および(2)合格者の内定に関する議決、ならびにコンクリート診断士試験委員会規定の第11条(1)合否判定基準および(2)合格者の内定に関する議決を行う場合は、委員会は委員現在数の過半数の出席により成立する。ただし、他の出席委員に議決権の行使を書面をもって委任したときは、出席とみなす。

2 委員会の議決は、出席委員の合議により決定する。

(資格の剥奪、資格審査会)

第6条 コンクリート技士制度規則第16条およびコンクリート診断士制度規則第16条に定める、それぞれ、コンクリート技士、コンクリート主任技士およびコンクリート診断士の資格の剥奪を審査する資格審査会を本委員会の中に設ける。資格審査会は本委員会の委員および外部有識者をもって構成する。

2. 本委員会の委員長は、前項の資格審査会の審査結果を理事会に付議する。

(委員の義務)

第7条 委員会の委員は、業務に関して知り得たことについて、機密を保持しなければならない。

(改 廃)

第8条 この規定の改廃は、委員会が発議し、理事会が決定する。

## 付 則

1. この規定は、平成26年4月1日より施行する。
2. この規定の改正は、平成28年1月1日より施行する。